



連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約書



令和7年（2025年）3月31日

札幌市 長沼町

札幌市及び長沼町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

札幌市（以下「甲」という。）及び長沼町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで締結した札幌市及び長沼町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ア 生活機能の強化の表地域医療の項の次に次のように加える。

福祉	医療的ケア児への支援等を行う。	医療的ケア児への支援等について、乙と協力して取り組む。	医療的ケア児への支援等について、甲と協力して取り組む。
----	-----------------	-----------------------------	-----------------------------

附 則

この連携協約は、令和7年4月1日から施行する。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年（2025年）3月31日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
札幌市長

秋元克広 

乙 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
長沼町
長沼町長

齋藤良彦 

札幌市及び札幌市に属する支庁の合併に関する法律

合併に関する法律



札幌市及び札幌市に属する支庁の合併に関する法律
第1条 この法律は、札幌市及び札幌市に属する支庁の合併に関する法律の施行期日及び合併後の支庁の名称並びに合併後の支庁の区域並びに合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法並びに合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法並びに合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法を定めることとする。

合併前の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法
合併前の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法	合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法

附則

この法律は、昭和57年4月1日から施行する。

この法律の施行期日及び合併後の支庁の名称並びに合併後の支庁の区域並びに合併後の支庁の人口及び世帯数の算定方法を定めることとする。

昭和57年(昭和52年)3月31日

札幌市中央区北1条西1丁目

札幌市
札幌市



林 義太郎

札幌市中央区北1条西1丁目

札幌市
札幌市



林 義太郎